

# 福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業

## 実施要綱

### 1 総則

福岡アジア美術館（以下「当館」という。）におけるアーティスト・イン・レジデンス事業を実施するため、この要綱を定める。

### 2 目的

福岡アジア美術館は、アジアをはじめとする国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合って成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進することにより、現代アートやアジア美術、異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努める。福岡アジア美術館は、本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構築するとともに、アジア美術の交流拠点を目指す。

### 3 事業内容

- (1) 被招聘予定者は公募し、「福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業被招聘者選考協議会」で選考する。
- (2) 当館は、被招聘者の創作活動等における必要な支援を行う。
- (3) 当館と被招聘者は、共同して市民との美術交流活動を企画、実施する。

### 4 実施条件

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別途定める。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月20日から施行する。

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

令和7（2025）年度  
福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業

要 領

1 目的

福岡アジア美術館は、アジアをはじめとする国内外のアーティストを一定期間招聘し、福岡での創作活動や作品発表等の様々な機会を提供することで、アーティストが刺激し合って成長し、福岡から世界に羽ばくことを支援する。また、市民との美術交流を推進することにより、現代アートやアジア美術、異文化に対する理解を醸成し、地域文化の質的向上に努める。福岡アジア美術館は、本事業を通じて、国内外との人的・組織的なネットワークを構築するとともに、アジア美術の交流拠点を目指す。

2 主催者

福岡アジア美術館

3 実施形態

(1) 招聘対象者

被招聘者は、次の要件を満たす者とする。

ア 現代アートにおける活動実績が認められ、将来の国際的な活躍を期待される者

イ アジアとの交流を継続的におこなうことが期待される者

ウ 週5日程度、活動できる者

エ 日本での日常生活が可能な程度の日本語、もしくは英語が話せる者

オ 美術専門家、美術関係機関・団体等からの推薦が得られる者

(2) 招聘人数 計7人（組）程度

ア 海外アーティスト 4人（組）程度

　　海外在住者で日本国籍を有する者は除く。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

イ 国内アーティスト 1～2人（組）程度

　　日本在住者で国籍は問わない。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

ウ 福岡アーティスト 1～2人（組）程度

　　福岡県または近郊に在住し、自宅から指定のスタジオに通うことができる者。宿泊費・日当の支給はなし。国籍は問わない。1組複数人で応募する場合、主催者が負担する費用は1人分とする。

(3) 招聘期間

60日程度～85日程度

(4) 制作・展示場所および宿泊施設

当館が指定する市内のマンスリーマンション等の宿泊施設に滞在し、Artist Cafe Fukuoka（福岡市中央区城内2-5）のスタジオ等において創作活動及び成果発表をおこなう。

(5) 活動内容

ア 創作活動

　　福岡での創作環境を活かした作品制作やプロジェクト等を公開でおこなう。

イ 美術交流活動

　　市民や子ども等の来場者を対象としたワークショップ等を2回程度、トークを2回程度おこなう。

ウ 成果発表

　　滞在中に制作した作品や活動の成果を、展覧会等で公開する。

(6) 活動条件

- ア 滞在中に制作した作品およびその著作権は、被招聘者に帰属する。
- イ 作品等の引き取り・返却にかかる経費は、被招聘者が負担する。  
なお被招聘者による引き取りが困難な場合は、当館に処分を一任する。
- ウ 被招聘者の家族の同伴は、原則、認めない。
- エ 滞在中の一時帰国や他国への出国は、原則として認めない。

(7) 主催者の経費負担

- 主催者は事業の推進にあたり、以下の経費を予算の範囲内で負担する。
- ア 海外・国内移動費  
居住地から福岡までの移動費（エコノミークラスの往復航空運賃もしくは往復鉄道等運賃）
- イ 宿泊費  
当館が指定する宿泊施設の宿泊費（朝食、夕食費を含む）
- ウ 日当（昼食費、市内交通費等）  
福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則で定められた額  
ただし、福岡県及び佐賀県の一部（佐賀市、鳥栖市、唐津市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡〔基山町、みやき町、上峰町〕）居住者は、福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則により「福岡近距離圏」に該当するため、日当を支給せず、交通費のみ支給する。
- エ 創作活動及び作品展示のための経費  
当館が必要と認める材料費、制作・展示経費等（上限50万円）
- オ 美術交流活動  
当館が必要と認める材料費等
- カ 展覧会広報経費  
展覧会チラシ、看板等の製作費
- キ 展覧会期間中の作品保険等の加入

(8) 支援内容、その他

- ア 創作活動や作品展示、美術交流活動に関する支援や助言
- イ 福岡滞在にあたっての生活ガイダンス
- ウ 連携大学における施設の利用、教員からの助言、学生との創作・美術交流活動等

令和7（2025）年度  
福岡アジア美術館アーティスト・イン・レジデンス事業  
施行細則

1 この細則は、アーティスト・イン・レジデンス事業要領〔以下「要領」という。〕に基づくレジデンス事業の実施について必要事項を定めるものである。

2 要領3－（2）（3）に定める招聘期間および人数は、原則として次のとおりとする。  
なお、この期間中は福岡市滞在が原則であるが、福岡市を離れる必要が生じた場合は事前に主催者と協議する。

- (1) 2025年7月～9月の中の85日程度、国内外から2～3組程度
- (2) 2025年10月～12月の中の80日程度、国内外から2～3組程度
- (3) 2026年1月～3月の中の60日程度、国内外から2～3組程度

3 要領3－（4）に定める制作・展示場所の詳細は次のとおりとする。

- (1) 主な制作場所：Artist Cafe Fukuoka スタジオ（福岡市中央区城内2－5）  
使用面積：30～130m<sup>2</sup>  
使用時間：11：00～19：00、月曜休館 ※月曜が祝日の場合は、翌日閉館
- 主な展示場所：Artist Cafe Fukuoka グランド・スタジオ（旧体育館、福岡市中央区城内2－5）  
使用面積：100～200m<sup>2</sup>程度

4 要領3－（4）に定める制作・展示場所および宿泊施設の使用に際しては、以下を遵守すること。

- (1) 制作・展示場所および宿泊施設を自己の責に帰すべき事由により損傷または汚損した場合は、速やかに現状に回復するか、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 宿泊施設の他者への貸与、及び使用権の他者への譲渡をしてはならない。
- (3) 当館の承認なく制作・展示場所の改増築や設備の新設等をしてはならない。

5 要領3－（5）に定める活動内容等の応募資料について、その作成および送付にかかる費用は応募者の負担とし、当該資料の返却は原則として行わない。

6 要領3－（6）－ア、イに定める作品の引き取り費用および当館での取り扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 作品等の引き取りにかかる経費（運送・梱包・通関・税金等）は被招聘者が負担する。
- (2) 被招聘者による作品等の引き取りが困難な物については、当館に処分を一任する。

7 要領3－（7）に定める主催者が負担する経費の詳細は、以下のとおりとする。但し、1組複数人で参加する場合でも、主催者が負担する経費は1人分のみとする。

- (1) 3－（7）－アに定める海外・国内移動費は、海外からの被招聘者の場合、居住地の最寄りの国際空港から福岡国際空港までの往復航空運賃（エコノミークラス）とする。  
なお、支給にあたっては、特別な理由がない限り到着払いとし、支払いは日本円で行う。  
国内からの被招聘者の場合、福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則に従い支給する。
- (2) 3－（7）－イに定める宿泊費は、福岡職員等旅費支給条例及び同条例施行規則、もしくは当館の規定に従い、海外及び国内アーティストに支給する。福岡アーティストには支給しない。
- (3) 3－（7）－ウに定める日当は、福岡職員等旅費支給条例及び同条例施行規則に従い、

海外及び国内アーティストに支給する。

ただし、福岡県及び佐賀県の一部（佐賀市、鳥栖市、唐津市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡〔基山町、みやき町、上峰町〕）居住者は、福岡市職員等旅費支給条例及び同条例施行規則により「福岡近距離圏」に該当するため、日当を支給しない。かわりに自宅からスタジオまでの交通費、またリサーチのための福岡県内の交通費（2キロ圏内を除く）の実費を、月末締めの後払いにて支給する。

(4) 3-(7)-エ、オに定める創作活動及び作品展示のための経費、美術交流活動経費は、以下のとおりとする。

- ア 材料および作品の設置・組立にかかる制作費及び展示にかかる経費
- イ 単独の制作が困難な場合のアシスタントの賃金（アとイ合わせて上限50万円）
- ウ 作品の搬出入費
- エ 会場設営・撤去費
- オ 通訳者への謝礼金
- カ 美術交流活動にかかる材料費等

(5) 3-(7)-カに定める展覧会広報経費

展覧会チラシ、看板等の製作費

(6) 3-(7)-キに定める展覧会期間中の作品の保険加入については、1作家300万円を上限とする。

8 被招聘者個人が負担する経費は、以下のとおりとする。

- (1) 要領3-(4)に定める制作場所において、主催者が整備したもの以外の備品購入費
- (2) 要領3-(4)に定める宿泊施設を使用する際の消耗品などの経費
- (3) 要領3-(6)-イに定める作品等の引き取りにかかる経費
- (4) 要領3-(7)-アに定める以外の渡航費
- (5) 本細則7-(4)に定める主催者が負担する限度額を超える制作および運搬の経費
- (6) 本細則7-(6)の範囲を超える作品の保険料
- (7) 被招聘者の居住地から福岡へ送るすべての運送費
- (8) 福岡から被招聘者の居住地へ送るすべての運送費
- (9) ビザの取得にかかる経費
- (10) 被招聘者の故意又は過失による損害
- (11) 滞在中のが、疾病等による医療費

9 被招聘者は、主催者が撮影した作品および肖像写真、映像・音声を、広報や教育または記録など非営利目的で使用することを了承する。また、その著作権は、主催者に帰属する。